

# 人権café Vol.1



感想はこちら

民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.gr.jp/ 監修 明日の自由を守る若手弁護士の会

Welcome!

## 人権Caféへようこそ

私たちが、日々のくらしのなかで「人権」について意識したり考えたりするのはどんな時でしょうか。「平和の中で自由に生きる」とか「働いたら賃金が支給される」とか「病気になるば受診する」などの権利は、なくなったら困るけどあって当然の空気みたいなもので、自分がそれを奪われるようなことに直面しない限り、意識することはないかもしれません。

でもこの1年、コロナ禍を経験し、社会で起きたできごとで「ひどい」「おかしい」と感じたことがたくさんあるのではないのでしょうか。

“医療・介護従事者がいわれない誹謗中傷を受け、子どもの卒業式への出席を断られた。家族も、会社への出勤を制限された。”

“慢性疾患で通院すべき患者が仕事を失い、収入がなくなって、受診を控え手遅れの状態になった。”

“アルバイトがなくなって学生が困窮状態になり、学費を払えず休学や退学を余儀なくされた。”

“多くの女性がパートを解雇になり、生きるすべを失った。家庭でも暴力・ハラスメントに苦しめられ、自殺者も増加した。”

“感染拡大に伴い病床不足などの医療崩壊が起こり、挿管や搬送ができず「いのちの選別」といふべき事態に直面した。”

戦後、世界と日本では国際条約や憲法で個人の尊厳と人権保障がうたわれ、諸国民の努力でその内容が豊かに発展してきているというのに、どうしてこんな理不尽なことが…。

そこで！人権caféへのお誘いです。月1回、6回シリーズの予定です。①医療・介護の現場で感じた(考えた)人権について、仲間から発信していただきます。②人権について知っておく必要がある基本的なことをQ&Aで連載します。③代表的な権利について特集で考えます。1回目は「子どもの人権」です。④さらに普段のくらしで意識すべき人権について問題提起します。このシリーズ全体を通して、「明日の自由を守る若手弁護士の会」(あすわか)の皆さんにご協力をいただきます。一市民として、そして「いのちの平等」をかかげ医療・介護活動の基本に「人権」を据えてきた民医連の職員として、大いに学びあい語りあってみましょう。



## 医療 介護の現場で考える人権



虐待され救急車で運ばれる子ども

医療生協さいたま 埼玉協同病院  
助産師&小児救急看護認定看護師 高田 綾野



新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより世界中が混乱した状況となりました。日本では突然の休校要請、緊急事態宣言で経験したことのない自宅での巣ごもり期間となりました。救急外来では中学生が父親に首を絞められ搬送された事例がありました。普段から暴力的であった父親が自宅待機でストレスが溜まり、事件に発展。ステイホームによって虐待が見えにくくなっています。

また、小児虐待対策チームのカンファレンスで検討している子どもの保護者が救急車で搬入されることがあります。精神疾患や経済的困難などの問題を抱えている家族も多く、保護者への介入により家族の全体像が見えてきます。子どもの健全な発育のためには、保護者が心身ともに健全であり、子どもにとっての最優先は何かを考えられることが大切です。生きづら世の中ですが、やさしさをもち、子どもが守られる権利を社会全体で保障していきたいですね。



小児虐待対策チーム

経済格差によって  
学習環境や食生活にも格差

和歌山中央医療生協 生協こども診療所  
所長・医師 佐藤 洋一

2019年に全日本民医連小児医療委員会の協力を得て、子育て世代の生活実態調査を行いました。この調査は、子どもや保護者の健康状態、食生活、学習環境などについて、世帯の経済状態での違いの有無について検討しました。紙面の都合で、その一部を紹介したいと思います。

貧困世帯は、子ども部屋(貧困世帯:非貧困世帯=35.1%:48.2%)、専用の学習机(56.4%:68.9%)、学習スペース(77.3%:87.3%)、教科書以外の参考書や児童文学書の所持(75.5%:89.2%)で割合が少ないことが分かりました。また、食生活でも、貧困世帯の子どもたちは「毎日肉や魚を食べる」割合や「毎日夜食を食べる」割合が少ないことも分かりました。

日本の子どもたちは世帯の経済状態によって、学習環境や食生活に格差が生じています。「子どもの権利条約」では、子どもの最善の利益を提供するように国に求めています。日本の子どもたちは、最善の利益を享受できているのでしょうか？



子どもの生活実態調査



人権基礎講座

1

## 人権のキホンのキ



Q.1

人権って、  
そもそも何でしょうか？

—すべての人が生まれたときから無条件に持っていて、自分らしく生きるために利益を主張できるものです。ということは、誰か(たとえば権力者)から与えられるものではなく、また憲法などに書かれて初めて認められるものでもありません。だから、たとえば民主的に選ばれた議会での多数決の決定で、それが侵されるようなことも絶対に許されません。

人権には多くの種類がありますが、それらを支える基本的な考え方は「個人の尊重」です。私たち一人ひとりが、みんなそれぞれ、かけがえのない存在として大切にされ人間らしく扱われなければならないということです。

戦後、世界では国連を中心にして人権を国際条約によって定めようという動きが活発になりますが、その出発点は国連憲章(1945年)と世界人権宣言(1948年)です。世界人権宣言の第1条の言葉はこうです。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」



Q.2

人権は、どのように  
確立してきたのでしょうか？

今から200~300年くらい前のヨーロッパで、王様の好き勝手なふるまい(重い課税や不正な処罰など)に我慢できなくなった人たちが、王様に対抗する武器として考え出したのが人権です。すなわち、人間は生まれながらにして自由・平等な存在であり、誰もその自由(人権)を奪ってはならないというものです。また人権保障のために王様を憲法でしばり、暴走を防ぐという立憲主義のアイデアも生まれ、アメリカ独立宣言(1776年)やフランス人権宣言(1789年)に人権や立憲主義の理念が掲げられました。

この理念から最初に生まれたのは、「好きな宗教を信仰する自由」「言論・結社・出版の自由」「財産を不当に奪われない自由」など、国家から干渉されずに生きる自由でした(自由という言葉のイメージとおりですね)。しかし社会が発展・拡大し、自由競争が激しくなると、そうした自由があるだけではうまくいけなくなっていったのでした。

<つづく>



国連憲章

世界人権宣言

検索



# 一人ひとりの生存と発達を保障する社会へ 子どもに最もよいことを



日本子どもを守る会・「子ども白書」編集長  
森本扶先生にきく (埼玉大学等非常勤講師)

特集 **子どもの人権**

ユニセフ 子どもの権利条約 検索



子ども(18歳未満)を権利の主体として社会的に保障

1989年、国連総会で「子どもの権利条約」(以下、権利条約)が採択されました(日本の批准は1994年)。子どもの権利論は、戦争で多くの子どもが無惨に殺傷された反省から、大人は子どもに最善の保護や管理を与える義務があることとされたことが出発点でした。「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」「1924年」「児童の権利宣言」「1959年」など。

権利条約はそこから一歩すすめて、親や教師などの大人による保護や管理は、ともすれば子どもを大人の意のままに操作することになり、子どもの成長を阻害することもあるとの認識をベースに構想されました。つまり、大人がよかれと考える「子どもの最善」だけでは不十分であり、子どもの意思や希望をしっかりと考慮しなければならぬことを示したわけです。つまりこれは、子どもを集団でとらえるのではなく、一人ひとりの固有の生存と発達を大切にしなければならぬ、ということでもあります。それゆえに大人は、子どもが発する様々な信号を感じ取り、子どもと真剣に関わり続けねばならないのです。

こうしたことが、TICL(正しいすじみち＝権利)にならないといけないと世界に呼びかけたのが権利条約です。子どもを権利の主体としてその地位を社会的に保障しようというのはそういうことです。

競争的な社会から子どもを守ろう  
ー国連が勧告ー

これまで国連は、日本政府の報告書に基づき、5回にわたって勧告してきました。主な内容は①新自由主義的競争社会から子どもをいかに守るか、②体罰・虐待・性的搾取・自殺などの問題解決、③子どもの意見表明を保障する環境の提供、にまとめられるでしょう。

自己責任・受益者負担を原理とする新自由主義的改革によって、保育・教育など子育てを支える機能は「民営化」の名のもとに商品・サービスになっていきました。子育ては私事化し、個々の親のみの責任となり、そうなる問題が起きないよう予防のために管理主義が強化されます。親は共働きが多忙な日々の中、子どもをじっくり受けとめ対話することが難しくなっています。経済的困窮も要因となり虐待が増えるのも当然でしょう。学校なども運動するように管理主義が過ぎて権威主義化してきます。ブラック校則問題が生じるのもこうした背景からです。子どもが意見表明することはますます難しくなります。

さらにコロナ禍によって、子育て家庭の貧困や虐待の深刻化、子どもの自殺率の上昇、抑うつ傾向・情緒障害など心やからだの異常、保育・学校現場の疲弊など困難は深まっています。今こそ権利条約の理念が見直されるべきです。

## 若者参画社会がすすむスウェーデン

グレッタさんによって注目されたスウェーデンの若者参画社会。「若者は社会の『問題』ではなく、『資源』である」という認識のもと、学校では、学級会でクラス的环境について、給食委員会ではランチのメニューについて、生徒会では学校全体のことについて生徒が意見表明し環境改善に生かされます。また地域には趣味やスポーツ、文化・芸術、野外活動、環境などをテーマとした若者団体があり、少なくとも1つの団体に属する若者の割合は6〜7割にのぼります。さらに若者の声を届ける政党の青年部や生徒会の全国連盟などもあります。これらの団体には国や自治体から助成金が支給されています。

実態報告:「2020子ども白書」(日本子どもを守る会編)  
〜コロナCOVID-19 子どもクライシス〜



## ココもチェック

☑ 各自治体の子ども条例を調べてみましょう。未制定の自治体もあります。東京都は今年4月ようやく子ども基本条例が施行されました。また、18歳選挙権の施行(2016年)に伴う「模擬投票」などの実施状況はどうでしょうか。

☑ 「ブラック校則見直し」「学費値下げを」などの声と人権について考えてみましょう。

☑ コロナ禍の「子どもの人権」について考えてみましょう。



## 育つ権利

第7条(名前・国籍を得る権利)、第9条(親からの分離禁止)、第18条(親の第一義的養育責任に対する援助)、第28条(教育への権利)、第31条(休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加)など。

自分の名前や国籍を持ち、児童の最善の利益に反しない限り親や家族と一緒に生活できること。教育を受け休息・遊びが保障されること。考えや信じる自由が守られ、自分らしく育つことができるなど。

「権威主義」は、「自分らしく育つ」ための「教育を受ける」権利が尊重されていないことを意味します。コロナによる制限で、仲間と一緒にいること、遊ぶことによる心の充足は他に代えがたいものと実感されました(第31条)。

## 生きる権利

第6条(生命への権利、生存・発達の確保)、第24条(健康・医療への権利)、第26条(社会保障への権利)、第27条(生活水準への権利)など。

いのちが大切にされること。防げる病気などでいのちを奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられること。人間らしく生きていくための生活水準が守られることなど。

例えばコロナ禍で乳幼児健診や予防接種の機会を逃すリスクが高まっています。経済的理由による受診控えの影響も受けます。国・自治体としての対策が望まれます。

## 子どもの権利条約 4つの権利

### 参加する権利

第12条(意見表明権)、第15条(結社・集会の自由)、第16条(プライバシー・通信・名誉の保護)、第17条(マスメディアへのアクセス)など。

自由に意見を表明し、その発達に応じて充分考慮されること。集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること。プライバシーや名誉が守られること。成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られることなど。権利条約は子どもの力を伸ばすような参加とそれに応答できる大人の必要性をうたっています。

### 守られる権利

第19条(虐待・放任からの保護)、第23条(障がい児の権利)、第32条(経済的搾取・有害労働からの保護)、第34条(性的搾取からの保護)、第38条(武力紛争における保護)、第40条(少年司法)など。

あらゆる種類の虐待や放任、搾取、有害労働から守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもは特に守られること。戦争から守られることなど。「守られる」というのは、当事者の子どもを公的責任で社会的に養育し保護するとともに、困難を抱える家庭への支援を行いながら家庭に返したり代行の仕組みに組み入れたりすることを、子どもの意見を聞きながら行うことです。

## リーガル・アイ

リツイート  
しただけなのに

ポチッとするだけで情報を発信できるツイッターの「リツイート」、たいへん便利な機能です。でもそのリツイート、ちよつと待った!あまり深く考えずに使っていないませんか。実はリツイートするだけで犯罪になったり損害賠償請求されたりするおそれがあります。

例えば、もしリツイートした内容が実は嘘だったらどうでしょう?自分に関する嘘の情報を流されたら、たとえそれがリツイートであっても嫌です。リツイートは人を傷つけてしまう危険性があるので、実際に、他人のデマツイートをリツイートしただけなのに、「名誉毀損」として裁判で訴えられて損害賠償をする羽目になったという事件が起こっています。「でも、本当のことなら大丈夫でしょう?」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、それが、名誉毀損罪、侮辱罪などといった犯罪に当たるおそれがあります。実はそれだけではなく、過度に性的な内容を含めば性犯罪に当たったり、選挙期間中のリツイートは内容によっては公職選挙法違反になったり、いろいろな法的リスクがあるのです。

ところで、こういったリスクはツイッターのリツイートだけの話ではありません。「いいね」など他の機能であっても、フォローワーのタイムラインに投稿が流れてしまふという点が同じであれば、やはり大丈夫という保障はありません。インスタグラムの「リポスト」など、ツイッター以外のSNSの機能でも同様のリスクがあります。果たしてあなたが発信しようとしているその情報は真実でしょうか。その情報が真実だとしてもその発信により傷つく人はいないでしょうか。ボタンを押す前に少し立ち止まって考えるようにしてみましょう。

あすわ弁護士  
片木翔一郎

